

令和 8 年度長野原町地域おこし協力隊員募集要領



【長野原町のご紹介】

群馬県の北西部に位置する長野原町は、約 1,000m もの高低差を持つ町。この標高の違いが地域ごとの豊かな個性を生み出しています。

町の北部、標高 500m から 800m 台の吾妻川流域は、八ッ場ダムや渓谷が織りなすダイナミックな景観が魅力で、新緑や紅葉の時期には多くの観光客が訪れます。八ッ場あがつま湖での水上アクティビティや、歴史ある川原湯温泉でゆったりとした時間を過ごすこともできます。

一方で町の南部、標高 800m から 1,300m 台の浅間高原地帯は、夏の平均気温が 20℃前後と涼しく避暑に最適。雄大な浅間山を望む高原ではキャベツなどの高原野菜の栽培や酪農が盛んに行われます。冬にはパウダースノーが降り積もり、スキーやスノーボードといったウィンタースポーツも楽しめます。

一つの町でこれほど多様な自然と体験を堪能できるのは、長野原町ならではの魅力です。

【募集案内】

1. 募集人数

1名（男女問わず）

2. 募集概要

地域おこし協力隊として、次に掲げる活動を行っていただきます。なお、活動の詳細については、採用後、町と協議のうえ決定します。

○長野原町農林業魅力創出發信業務

- (1) 農林業の資源発掘と、価値の共有・魅力発信
 - ・長野原町における生産活動の実態把握
 - ・長野原町における地域資源の発掘
 - ・地元農産物のPRイベント等の企画、運営
- (2) 生産者起点での地場産業づくり支援
 - ・地場産業づくりに向けた事例調査
 - ・地場産業づくりに向けた生産者活動支援
- (3) 農家での農業研修及び、地域の農業関連組織での体験従事
- (4) 町、農林業関連組織、地域住民等との連絡調整、課題解決に資する業務
- (5) その他、農林業振興に資する諸活動

3. 募集条件

以下のすべての項目に該当する人を対象とします。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 生活の拠点を3大都市圏の都市地域又は地方都市等（条件不利地域を除く。）から町内に移して、住民票を異動した者
- (3) 心身ともに健康で誠実に職務が遂行できると認められる者
- (4) 活動に意欲と熱意があり、積極的に活動することが認められる者
- (5) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する普通自動車免許を有している者
- (6) 本事業終了後も引き続き町に定住する意思のある者

4. 身分・待遇・福利厚生

(1) 「長野原町地域おこし協力隊設置要綱」(以下「要綱」という)に基づき、長野原町長が委嘱します。

(2) 要綱第3条の「個人委託型地域おこし協力隊員」を募集します。

(3) 町との雇用関係はないため、健康保険及び年金保険料等は自己負担となります。

(4) 委嘱期間中の経費は要綱第16条に準じて支給します。

(5) 住居はご自身で探して頂きます。

※借上費として、実費相当額又は月額50,000円を上限として支給します。

※転居に関わる費用、生活用品、光熱水費、火災保険、町内会費等は隊員の自己負担です。

(6) 活動に使用する車両は、自家用車をご用意ください。

※借上費として、燃料代を含み月額30,000円を上限として支給します。

※自家用車は、任意保険に加入(自己負担)し、対人補償は無制限、対物補償は1千万円以上とすることを要件とします。

5. 活動時間、活動日数、活動日等

(1) 活動時間は原則として1日7時間45分、午前8時30分から午後5時15分、昼食休憩は概ね正午から、時間は1時間とします。

※業務内容によって、活動時間を変更する場合があります。

(2) 活動日数は原則として週5日間とします。

(3) 隊員の活動日は、町等と協議のうえ決定します。

※活動時間超過手当はありません。

6. 委嘱期間

委嘱の日から令和9年3月31日までです。

※以降、1年単位で最長通算3年(委嘱年度を含む)まで委嘱期間を更新可能です。更新に際しては双方協議のうえ判断します。

※委嘱期間中でも、隊員として相応しないと判断した場合には、委嘱を取り消します。

7. 主な活動拠点

長野原町役場を拠点とした町内全域

8. 委託料

隊員には、月額 291,000 円を上限とした委託料を支給します。なお、必要に応じ、源泉徴収分を差し引き支給いたします。

※活動日数が月 20 日に満たない場合は、1 日あたり 14,550 円が上限の日割り計算による支給となります。

9. 提出書類

次の (1) ～ (3) の書類 (※他自治体で地域おこし協力隊として 2 年以上活動し、解職から 1 年以内の人は (4) も) を郵送または持参のいずれかの方法で提出してください。なお、郵送費や証明書の取得に要した費用は応募者負担で、提出いただいた書類は返却いたしません。

- (1) 群馬県長野原町「地域おこし協力隊」応募用紙 1 部
- (2) 住民票 (住所・氏名・生年月日・性別がわかるもので、募集開始日以降のもの) 1 部
- (3) 運転免許証の写し (表・裏の両面) 1 部
- (4) 市町村が証明した活動期間を明らかにする書類 (任意様式) 1 部

10. 応募方法

- (1) 募集期間

令和 8 年 5 月 8 日 (金)～令和 8 年 5 月 18 日 (月) (必着)

- (2) 提出先

【12. 問い合わせ先】に同じ

11. 審査方法及び結果通知

- (1) 書類審査 (5 月中～下旬)

提出された応募用紙を基に選考し、結果は応募者に書面で通知します。

※書類内容について、電話等で確認する場合があります。

(2) 面接審査 (5月中～下旬)

書面審査通過者に対し、長野原町内で面接審査を行い、隊員候補者を決定します。面接の詳細は、対象者に別途通知します。

(3) 結果のお知らせ (5月下旬)

面接審査終了後、採用か不採用かの結果を書面で通知します。なお、応募にかかる経費(書類申請・面接)はすべて応募者の負担です。

※選考内容は、お答えできません。

12. 問い合わせ先

〒377-1392

群馬県吾妻郡長野原町大字長野原 1340-1

長野原町役場 産業振興課

TEL : 0279-82-3035

FAX : 0279-82-3115

Email : nourin@town.naganohara.gunma.jp